



# 三重県公報

平成30年8月7日(火)

第 3029 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
69	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(防災企画・地域支援課)	2
<b>告 示</b>			
512	有害な興行の指定	(少子化対策課)	5
513	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産総務課)	5
514	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	10
515	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	11
<b>公 告</b>			
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧指定管理者の募集	(建築開発課)	12
		(住宅政策課)	12
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	(警察本部)	13

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年八月七日

三重県知事 鈴木英敬

## 三重県規則第六十九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和四十年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（救助事務費）

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出することができるものの範囲は、別表三のとおりとする。

別表一の一を次のように改める。

## 一 避難所及び応急仮設住宅の供与

## (一) 避難所

イ 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。

ロ 避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難なときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日当たり三百二十円以内とする。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

ホ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

ヘ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

## (二) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

## イ 建設型仮設住宅

(イ) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。

(ロ) 建設型仮設住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等とし、五百六十一万円以内とする。

(ハ) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

(ニ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて、日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できる。

(ホ) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(ヘ) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

(ト) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

ロ 借上型仮設住宅

(イ) 借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(ロ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(ロ) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与しなければならない。

(ハ) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、イ(ハ)と同様の期間とする。

別表一の二(一)イ中「炊き出しその他による食品の給与」を「炊き出しその他による食品の給与」に、「収容された者」を「避難している者又は」に、「一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする」を、「若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う」に改め、同表二(一)ロ中「炊き出しその他による食品の給与」を「炊き出しその他による食品の給与」に改め、「ものとする」を削り、同表二(一)ハ中「炊き出しその他による食品の給与」を「炊き出しその他による食品の給与」に、「一、〇一〇円」を「千百四十円」に改め、同表二(一)ニ中「炊き出しその他による食品の給与」を「炊き出しその他による食品の給与」に改め、ただし書を削り、同表二(一)イ中「飲料水の供給」を「飲料水の供給」に改め、「ものとする」を削り、同表二(一)ロ中「飲料水の供給」を「飲料水の供給」に、「及び浄水に必要な機械、器具の借上費」を「又は浄水に必要な機械又は器具の借上費」に、「燃料費」を「及び燃料費」に、「及び資材費」を「又は資材の費用」に改め、同表二(一)ハ中「飲料水の供給」を「飲料水の供給」に改め、同表三イ中「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」に、「又は床上浸水」を、「床上浸水」に、「若しくは船舶の遭難等」を「以下同じ。）、全島避難等」に、「日用品等」を「生活必需品」に、「き損し」を「損傷等により使用することができず」に改め、「ものとする」を削り、同表三ロ中「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」に改め、「ものとする」を削り、同表三ハ中「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」に、「ただし、季別は」を「この場合において、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）」と改め、同表三ハ(イ)及び(ロ)を次のように改める。

(イ) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額
夏 季	一万八千五百円	二万三千八百円	三万五千五百円	四万二千元	五万三千二百円	七千八百円
冬 季	三万六百元	三万九千七百円	五万五千二百円	六万四千五百円	八万二千二百円	一万二千二百円

(ロ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額
夏 季	六千円	八千円	一万二千二百円	一万四千八百円	一万八千七百円	二千六百元
冬 季	九千八百円	一万二千八百円	一万八千五百円	二万五千五百円	二万七千五百円	三千五百円

別表一の三二中「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」に改め、同表四(一)イ中「医療」を「医療」に、「みち」を「途」に改め、「ものとする」を削り、同表四(一)ロ中「医療」を「医療」に改め、「ものとする」を削り、「場合においては」を「場合は」に、「若しくはきゆう師」を、「きゆう師」に改め、同表四(一)ハ中「医療」を「医療」に改め、「ものとする」を削り、同表四(一)ニ中「医療」を「医療」に、「及び破損した」を、「破損した」に改め、同表四(一)ホ中「医療」を「医療」に改め、同表四(二)イ中「助産」を「助産」に、「みち」を「途」に、「者に対して行なうものとする」を「ものに対して行う」に改め、同表四(二)ロ中「助産」を「助産」に改め、「ものとする」を削り、同表四(二)ハ及びニ中「助産」を「助産」に改め、同表五イ中「被災者の救

出」を「被災者の救出」に、「身体」を「若しくは身体」に、「救出する」を「又は救出する」に改め、「ものとする」を削り、同表五ロ中「被災者の救出」を「被災者の救出」に、「燃料費等」を「燃料費」に改め、同表五ハ中「被災者の救出」を「被災者の救出」に改め、同表六イ中「住宅の応急修理」を「住宅の応急修理」に改め、「ものとする」を削り、同表六ロ中「住宅の応急修理」を「住宅の応急修理」に、「五二〇、〇〇〇円」を「五十八万四千円」に改め、同表六ハ中「住宅の応急修理」を「住宅の応急修理」に、「ものとする」を「こと」に改め、同表七イ中「生業に必要な資金の貸与」を「生業に必要な資金の貸与」に改め、「ものとする」を削り、同表七ロ中「生業に必要な資金」を「生業に必要な資金」に、「資材等」を「資材」に、「成業」を「生業」に改め、「ものとする」を削り、同表七ハ中「生業に必要な資金の貸与」を「生業に必要な資金」に、「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内」を「額以内」に改め、同表七ハ(イ)中「三〇、〇〇〇円」を「三万円」に改め、同表七ハ(ロ)中「一五、〇〇〇円」を「一万五千円」に改め、同表七ニ中「生業に必要な資金の貸与」に「を」を「生業に必要な資金の貸与」に改め、「ものとする」を削り、同表七ホ中「生業に必要な資金の貸与」を「生業に必要な資金の貸与」に改め、同表八イ中「学用品の給与」を「学用品の給与」に、「(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。 ) により学用品を喪失又はき損し」を「による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず」に改め、「小学校児童( )の下に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校生徒( )の下に「義務教育学校の後期課程、」を加え、「ものとする」を削り、同表八ロ中「学用品の給与」を「学用品の給与」に改め、「ものとする」を削り、同表八ハ中「学用品の給与」を「学用品の給与」に、「の範囲内」を「以内」に改め、同表八ハ(ロ)中「文房具」を「文房具費」に、「四、一〇〇円」を「四千四百円」に、「四、四〇〇円」を「四千七百円」に、「四、八〇〇円」を「五千五百円」に改め、同表八ニ中「学用品の給与」を「学用品の給与」に改め、同表九イ中「埋葬」を「埋葬」に改め、「ものとする」を削り、同表九ロ中「埋葬」は、次の範囲内において、なるべくを「埋葬は、原則として、」に、「棺材等」を「棺材」に、「実際に埋葬を実施する者に支給する」を「次の範囲内において行う」に改め、同表九ハ中「埋葬」を「埋葬」に、「二〇一、〇〇〇円」を「二十一万三千三百円以内」に、「一六〇、〇〇〇円」を「十六万八千九百円」に改め、同表九ニ中「埋葬」を「埋葬」に改め、同表十イ中「死体の捜索」を「死体の捜索」に、「四囲の事情によりすでに」を、「各般の事情により既に」に改め、「ものとする」を削り、同表十ロ中「死体の捜索」を「死体の捜索」に、「燃料費等」を「燃料費」に改め、同表十ハ中「死体の捜索」を「死体の捜索」に改め、同表十一イ中「死体の処理」を「死体の処理」に改め、「ものとする」を削り、同表十一ロ中「死体の処理」を「死体の処理」に改め、「ものとする」を削り、同表十一ハ中「よつて行うものとする」を「おいて行う」に改め、同表十一ニ中「死体の処理」を「死体の処理」に改め、「ものとする」を削り、同表十一ニ(イ)中「処置」を「処理」に、「三、三〇〇円」を「三千四百円」に改め、同表十一ニ(ロ)中「既存建物」を「既存の建物」に、「五、〇〇〇円」を「五千三百円」に、「また」を「この場合において」に、「必要な場合は」を「必要であるときは」に、「加算できる」を「加算することができる」に改め、同表十一ホ中「死体の処理」を「死体の処理」に改め、同表十二イ中「障害物の除去」を「障害物の除去」に、「玄関等」を「玄関」に改め、「ものとする」を削り、同表十二ロ中「障害物の除去」を「障害物の除去」に、「及び賃金職員等雇上費等」を「賃金職員等雇上費等」に、「一三三、九〇〇円」を「十三万五千四百円」に改め、同表十二ハ中「障害物の除去」を「障害物の除去」に改める。

別表二の一を次のように改める。

一 政令第四条第一号から第四号までに規定する者に支給する場合

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた知事の統括する常勤の職員で当該業務に従事したものに相当するものの給与を考慮して定める。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

別表二の二中「第十条第五号から第十号まで」を「第四条第五号から第十号まで」に改める。

別表に次の一表を加える。

別表三 (第十五条関係)

- 一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- (一) 時間外勤務手当
- (二) 賃金職員等雇上費
- (三) 旅費
- (四) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- (五) 使用料及び賃借料
- (六) 通信運搬費
- (七) 委託費

一 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条の規定による国庫負担の対象となる年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十二条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

- (一) 三千万円以下の部分 百分の十
- (二) 三千万円を超え六千万円以下の部分 百分の九
- (三) 六千万円を超え一億円以下の部分 百分の八
- (四) 一億円を超え二億円以下の部分 百分の七
- (五) 二億円を超え三億円以下の部分 百分の六
- (六) 三億円を超え五億円以下の部分 百分の五
- (七) 五億円を超える部分 百分の四

二 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、別表一に規定する救助の実施のために支出した費用及び別表二に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 512 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 30 年 8 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指 定 理 由
37	映画	齒まん	アルゴ・ピクチャーズ	平成 30 年 8 月 7 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
38	映画	白衣絶頂 夜の天使たち	新東宝映画		
39	映画	変態おやじ ラブ・ミー！イッてんだあ〜	オーピー映画		
40	映画	性鬼人間第二号 イキナサイ	オーピー映画		
41	映画	絶倫探偵 巨乳を追え！	オーピー映画		

三重県告示第 513 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 8 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表を次のように改める。

(2) フードイノベーション課関係

区分	(A) 補助金等の 名称	(B) 補助金等の 交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補 助（交付）率	(E) 補 助 者 対 象
1	食料産業・6次産業化推進事業費補助金	加工・直売における支援体制の整備や新商品開発及び販路開拓、地域での食育推進等の取組を支援する。	食料産業・6次産業化交付金実施要綱に基づいて行う次の事業に要する経費 1 加工・直売の推進事業 (1) 加工・直売の支援体制整備事業 (2) 加工・直売の推進支援事業  2 地域での食育の推進事業  3 バイオマス利活用推進事業	事業費の 10/10 以内 事業費の 1/3 以内（市町が定める当該市町の区域における 6 次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町が認めるものにあつては、事業費の 1/2 以内） ただし、食料産業・6次産業化交付金実施要綱別記 1-2 の第 1 の 4 (1) エに掲げる取組にあつては、1 食当たり 40 円を事業費の上限とする。 事業費の 1/2 以内 事業費の 1/2 以内	食料産業・6次産業化交付金実施要綱に定める事業実施主体
2	食料産業・6次産業化整備事業費補助金	加工・直売及びバイオマス利活用の取組に必要な機械、施設等の整備を支援する。	食料産業・6次産業化交付金実施要綱に基づいて行う次の事業に要する経費 1 加工・直売施設整備事業	事業費の 3/10 以内（食料産業・6次産業化交付金実施要綱別記 5-1 の第 3 の 3 (1) ただし書に掲げる取組にあつては、事業費の 1/2 以内） ただし、事業実施主体に交付する交付金の額は食料産業・6次産業化交付金実施要綱別記 5-1 の第 3 の 3 (2) に定める方法により計算さ	食料産業・6次産業化交付金実施要綱に定める事業実施主体

			2 バイオマス利活用施設整備事業 (1) 地域波及モデル施設整備支援 (2) 新たな実用化技術を活用した施設整備支援	れた額 事業費の 1/3 以内 事業費の 1/2 以内	
--	--	--	--	-----------------------------------	--

別表 1(4)の表第 1 号の項 (D) の欄中「1/3」を「事業費の 1/3」に改める。

別表 1(5)の表第 13 号の項を次のように改める。

13	園芸作物生産転換促進事業費補助金	水田から園芸作物への転換に必要な排水対策、栽培技術の確立等の取組について、それらを実施するコンソーシアムを支援する。	水田から園芸作物への転換に必要な排水対策、栽培技術の確立、機械・施設の導入等に係る経費	定額又は事業費の 1/2 以内	農業者、実需者等で組織するコンソーシアム
----	------------------	--	---	-----------------	----------------------

別表 1(9)の表第 3 号の項 (E) の欄中「、農業委員会」を削り、「又は三重県土地改良事業団体連合会」を「、三重県土地改良事業団体連合会その他知事が適当と認めるもの」に改める。

別表 1(11)の表第 5 号の項 (C) の欄から (E) の欄までを次のように改める。

1	林業・木材産業構造改革事業 (1) 高性能林業機械等の整備	定額 (1/3、4/10 又は 1/2 以内)	市町、効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、都道府県知事が選定した林業経営体 (以下「選定経営体」という。) 等
	(2) コンテナ苗生産基盤施設等の整備 低コスト造林に資するコンテナ苗を低価格で安定的に供給する苗木生産施設等の整備	定額 (1/2 以内)	林業種苗法 (昭和 14 年法律第 16 号) 第 10 条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者等
	(3) 木材加工流通施設等の整備 ア 木材加工流通施設整備 イ 森林バイオマス等活用施設整備	定額 (1/2)	市町、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等で事業構想に明記されているもの
	(4) 木質バイオマス利用促進施設の整備 ア 未利用間伐材等活用機材整備 イ 木質バイオマス供給施設整備 ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	定額 (15/100、1/3 又は 1/2)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体、民間事業者等
	(5) 特用林産振興施設等の整備	定額 (1/2 以内)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体等
	(6) 木造公共建築物等の整備	定額 (1/2、15% 又は 3.75%以内)	市町、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令 (平成 22 年政令第 203 号) 第 1 条に規定する公共建築物の整備主体等
2	次世代木材生産・供給システ		

<p>ム構築事業                  (1) 伐倒・搬出                  ア 伐倒・搬出（不用木の除去（侵入竹を含む。以下同じ。）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。以下同じ。）、支障木やあばれ木等の伐倒・搬出集積その他付帯施設整備（林内作業場、土場等））の実施                  イ 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p>	<p>定額</p>	<p>市町、森林所有者、森林組合等その他森林経営計画等の認定を受けた者等であって事業構想に明記された事業主体</p>
<p>(2) 路網整備                  ア 林業専用道（規格相当）整備                  (7) 林業専用道（規格相当）整備                  (イ) 関連条件整備活動                  イ 森林作業道整備                  (7) 森林作業道整備                  (イ) 関連条件整備活動</p>	<p>定額</p>	<p>市町、森林組合、森林経営計画等の認定を受けたもの等</p>
<p>3 林業・木材産業成長産業化促進対策事業</p>	<p>定額</p>	<p>市町、選定経営体等</p>
<p>(1) 間伐材生産                  ア 「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」（平成30年2月1日付け29林整第713号林野庁長官通知）に定める生産基盤強化区域（以下「生産基盤強化区域」という。）内で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込その他付帯施設整備（林内作業場、土場等）                  イ 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p>	<p>定額</p>	<p>市町、選定経営体等</p>
<p>(2) 資源高度利用型施業                  ア 生産基盤強化区域内で行う末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）及びそれと連携して行う人工造林                  イ 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、鳥獣害防止施設等整備等）</p>	<p>定額</p>	<p>市町、選定経営体等</p>
<p>(3) 路網整備                  ア 生産基盤強化区域内で行う林業専用道（規格相当）及び森林作業道の整備                  イ 既設の林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強                  ウ 既設の林道施設の点検診断                  エ 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）                  オ 航空レーザ計測</p>	<p>定額</p>	<p>市町、選定経営体等</p>
<p>4 地域の森林資源を生かした特用林産振興対策事業                  安全安心な県産きのこについての見学会及び宣伝イベントの開催等その他生産者が消費者に</p>	<p>事業費の1/2以内</p>	<p>人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度の認定生産者の組織する団体等</p>





(2) 境界明確化現地調査 (3) 路網整備に向けた成果の整理		
6 高性能林業機械等の導入	定額(1/2以内)	町、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体、林業事業者等 地域協議会構成員のうち、市町、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、林業事業者、森林整備法人、施業受託者等

別表 1(11)の表第 14 号の項 (C) の欄中「間伐材等加工流通施設」を「加工流通施設」に改め、同項 (D) の欄中「事業費の」を削る。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 30 年度分の補助金等から適用する。

### 三重県告示第 514 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 30 年 8 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 第 1

##### 1 通知することができない者の氏名

山本 壽

##### 2 通知の要旨

###### (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知谷川 6409

###### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

###### (3) 変更後の指定施業要件

###### ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 第 2

##### 1 通知することができない者の氏名

井谷 孝治

##### 2 通知の要旨

###### (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町平木字小之谷 1019、字洞林 1126 の 3、1128、1132、1135、字西畑 1271 の 1、1273 から 1275 まで

###### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 515 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 8 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ三雲店

松阪市小舟江町 91

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 31 年 3 月 25 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,912 m<sup>2</sup>

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	68 台	縦覧による
合 計	68 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	55 台	縦覧による
合 計	55 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	80 m <sup>2</sup>	縦覧による
合計	80 m <sup>2</sup>	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設 1	11.2 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	11.2 m <sup>3</sup>	縦覧による
合計	22.4 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社オークワ	午前9時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前8時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時から午後10時まで

7 届出の日

平成30年7月24日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成30年8月7日から同年12月7日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成30年8月7日

三重県知事 鈴木英敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
平成30年 7月20日	くすのき不動産 安 海 賢二	員弁郡東員町城山2丁目 22-10	いなべ市北勢町其原字 下垣内654-1ほか4筆	A	6.0	77.2

次のとおり三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅に係る指定管理者を募集します。

平成30年8月7日

三重県知事 鈴木英敬

1 施設の概要

- (1) 名称  
県営住宅森忠団地ほか 59 団地
- (2) 所在地  
桑名市ほか 14 市町
- 2 指定期間（予定）  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までとします。
- 3 指定管理者が行う業務  
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の管理業務
- 4 指定管理者の資格に関する事項  
募集要項に記載した資格要件を満たす法人その他の団体であることとします。詳細については、募集要項を参照してください。
- 5 申請の手続に関する事項
  - (1) 申請の方法  
申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。
  - (2) 募集要項の配布方法  
7 の場所で、平成 30 年 8 月 8 日（水）から同月 22 日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日は除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除きます。）配布します。  
なお、郵送を希望する場合は、着払いの小包で発送しますので、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで平成 30 年 8 月 16 日（木）午後 5 時までに（必着）、7 の場所宛てにお申し込みください。
  - (3) 申請書類の受付  
7 の場所へ、平成 30 年 9 月 5 日（水）から同月 13 日（木）までの間に、持参又は郵送してください。持参の場合は、三重県の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除き午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で同月 13 日（木）午後 5 時必着とします。
- 6 選定及び指定の方法  
提出された申請書類を基に三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会で申請者の評価を行って指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に指定管理者として指定します。
- 7 問合せ先  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県県土整備部住宅政策課住宅管理班（県庁本庁舎 4 階） 担当 川瀬、杉田  
電話 059-224-2703  
ファクシミリ 059-224-3147  
電子メール jutaku@pref.mie.jp

### 特定調達広告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 8 月 7 日

三重県警察本部長 難波 健太

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県警察情報システム基幹・本部ネットワーク機器賃貸借契約                    |
| 2 | 担当部局    | 津市栄町一丁目 100 番地<br>三重県警察本部警務部会計課用度係               |
| 3 | 落札者決定日  | 平成 30 年 7 月 20 日                                 |
| 4 | 落札者     | 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号<br>株式会社 J E C C 専務取締役 依田 茂 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 61,370,448 円                                |

	契約金額 66,280,063 円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	平成30年6月5日

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---